

議会基本条例検討資料

条例の前文(制定趣旨)比較表

中 核 市 比 較	
旭川市	今、我が国は、２１世紀の新たな時代をひらくために、地方が主役の国づくりを進めるべき時期を迎えている。そこでは、地域の住民一人一人が自ら考え、主体的に行動し、その選択と行動に責任を負うことが重要であり、憲法が定める地方自治の本旨に基づき、住民主体の自治を実現しなければならない。 地方公共団体の自己決定や自己責任の領域がより一層拡大する中で、住民から選ばれた代表で構成される議会には、これまで以上に責任ある活動が求められる。議会は、地域の様々な課題と住民の意思を的確に把握して、住民全体の福祉の向上を更に目指していく必要がある。議会は、二代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を発揮するとともに、政策形成機能を高め、その役割と責任を十分に果たしていくことが求められている。 旭川市議会は、これまでも開かれた議会づくりに取り組んできたが、時代の変化に応じた議会運営や議会の機能強化を更に進めていく必要がある。 ここに、旭川市議会の最高規範を明らかにするとともに、二代表制の趣旨を踏まえ、旭川市議会が意思決定機関としての役割を果たすため、この条例を制定する。
横須賀市	平成12年（2000年）４月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機関委任事務制度が廃止され、国の地方公共団体（以下「自治体」という。）に対する関与の縮減や権限移譲が行われた。これに伴い、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなった。 本市議会は、同法施行以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきた。これまでも、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による情報の公開、市民傍聴権の保障等、先駆的な取り組みを行ってきており、とりわけ、平成14年（2002年）に議会法体系を整備の上、制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けと評価されている。今後も地方分権を踏まえ、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に開かれ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。また市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員の合議体であり、日本国憲法に定められた二代表制の一翼を担う存在として、市民の負託に応える責務がある。このため本市議会は、市長等執行機関への監視及び評価機能の充実に努めることはもとより、自由闊達な討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案・政策提言を行える政策形成能力の向上を図っていかなければならない。 このような認識のもと、本市議会は、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示したい。 よって、ここに横須賀市議会基本条例を制定する。
長野市	地方分権の進展に伴い、地方公共団体が自らの責任と判断により、立案し、決定し、処理すべき事務の範囲は、拡大してきた。また、住民の求めや要望の変化に伴い、地方公共団体が処理する事務は、高度化・多様化してきている。 地方公共団体の役割と責任が拡大する中であって、基礎自治体である市町村への権限移譲が進むなど、住民に身近な市町村の役割は一層重要になっており、これに伴い、市町村の議会及びその議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大してきている。 これに対し、議会は、多様な住民の意思を把握し、議会における審議及び審査を通じて地方公共団体の運営に反映しつつ、地方公共団体の意思の決定を行う機能と首長その他の執行機関の監視を行う機能とを担っているが、十分にその機能を果たしていないのではないかとの指摘もある。住民を代表し、これらの機能を担う議会及び議員は、その役割及び責務を再認識するとともに、その機能をより充実強化し、住民の信託にこたえることが求められている。 市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務調査費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。 ここに、市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨たく磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。
豊田市	豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。また、議会は、二代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。 議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

岡崎市	岡崎市議会は、常に市民の皆さんの幸せと市政の発展のため、地方自治の進展に努めてきました。 市政は、選挙により市民の代表として選ばれた議員で構成される「議会」と、同じく選挙により選ばれた「市長」により運営されています。地方自治の更なる進展には両者の活動の充実が欠かせません。 近年の地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されてきており、議会の役割もますます重要となってきました。そうした時代の要請にこたえていくため、議会は、市長との関係性を踏まえ、効率的で分かりやすい運営を行い、市民の皆さんの意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、積極的な政策立案も行っていかなければなりません。 岡崎市は、豊かな自然の下、歴史、文化を育み、発展を続けてきました。今後も、より「住みやすいまち」を目指し、市民の皆さんの信託に全力でこたえていくことを決意し、ここに本市議会の最高規範となる条例を制定します。
姫路市	平成１２年４月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方への権限移譲が進み、地方公共団体の自己決定と自己責任の原則は重みを増している。また、本格的な人口減少や少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化し、それに伴い地方公共団体が処理すべき事務も増大し、高度化してきている。 このような状況において、市長とともに直接選挙により選出された議員で構成する議会は、市民の代表であるとともに、二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割や責任はこれまで以上に大きくなっている。 議会は、地方自治の本旨に基づいて市民全体の福祉の向上及び市政の発展により一層貢献するためにも、議会の本来あるべき姿を再認識し、地域における民主主義の発展に努めるとともに、その機能を強化して市民の負託に応えなければならない。 すなわち、議会は、言論の府、討論の場として十分に議論を尽くすとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、住みやすい街を市民と共に築き上げていく使命を果たす責務を負っている。また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、積極的な情報公開や説明責任を果たすことに努めるとともに、市民の意思を適確に把握し市政に反映することが大切である。更に、議会は、二元代表制の下では、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、議員自らの努力と議会の責任において、その予算執行を含む市政運営への監視及び評価機能の充実に努める必要がある。 このような認識の下、姫路市議会は、これまでの議会改革の取り組みを一層進めるとともに、議員自らが政治倫理の向上に取り組み、市民の負託に全力で応えることを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市長その他の執行機関及び市民との関係等に関する基本的事項を明らかにし、この条例を制定する。
福山市	我が国において、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成される地方議会は、議事機関として位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担い、議員は、住民の信託にこたえる責務を有している。 本市議会においても、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権の拡大が進む中、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、市政について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められるなど、議会が果たすべき役割及び責務はますます増大している。 本市議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市民に開かれた議会として、市民の意思を市政に反映させ、市民福祉の向上と市政の発展のために全力を尽くすことを決意し、ここに、議会に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。
久留米市	地方分権の時代にあつて、久留米市議会が、議会の権能を発揮し、その責務を果たしていくためには、市長と議会という二元代表制の下、行政監視機能及び政策立案機能をさらに高めていく必要がある。 また、議会は、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上を図るため、市長との緊張関係を保持し、市民から直接選挙で選ばれた代表としての自覚の下、市民の負託に応えられるように議会の資質を高め、開かれた議会運営に努めなければならない。 よって、ここに議会の基本的事項を定めた久留米市議会基本条例を制定する。
長崎市	長崎市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、被爆都市の議会として、「長崎を最後の被爆地に」するため、世界の恒久平和実現を目指す。 このために、本市議会は、情報の公開、市民の参画機会の保障、政策の立案、市政への関与など、より一層、市民の負託にこたえなければならない。また、本市議会議員は、市民の公共的な意思の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。 本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。
大分市	我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。 本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。 ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。
そ の 他 参 考 自 治 体	
三重県	平成１２年４月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。 また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。 このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自

	律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。 今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成１５年１０月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯しに努力を重ねてきた。 ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。
会津若松市	平成12 年４月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。 このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。 他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達かつたつな議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。 このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重ねる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。 ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。
京丹後市	京丹後市議会（以下「議会」という。）は、京丹後市長（以下「市長」という。）とともに、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして京丹後市民（以下「市民」という。）の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、京丹後市の最高規範である京丹後市まちづくり基本条例（平成１９年京丹後市条例第５４号）における市議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。 議会は、市民から直接選挙で選ばれた京丹後市議会議員（以下「議員」という。）により構成される多人数による合議制の機関であり、地方分権一括法の施行以降、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定めるものである。あわせて地方自治法（昭和２２年法律第６７号）が定める概括的な規定の遵守とともに、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進、議員間の自由討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指し、市民との協働のもと、京丹後市のまちづくりを推進するものである。
伊賀市	地方議会は、地方分権の時代にあって、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。 伊賀市議会（以下「議会」という。）は、伊賀市民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成し、伊賀市の最高規範である伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）における議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関であり、市民の福利のために活動するものである。 議会は市民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、伊賀のまちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性・透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して、活動を行うあるべき姿をここに定めるものである。